

令和7年度 第5回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和7年9月3日（水） 10:00～10:45

2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	柳原会長、高倉会長代理、両角委員、吉田委員
労働者代表委員	石田委員、黒川委員、本郷委員、清野委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員、森口委員、坂井委員
事務局	小島労働局長、倉重労働基準部長、 成田賃金室長、山田賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問及び答申）
- (2) 富山県最低賃金専門部会の廃止について
- (3) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (4) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 定刻となりましたので、令和7年度第5回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表の高木委員、労働者代表の大森委員が御欠席ですが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

ここで委員を御紹介いたします。5月の第1回本審において当審議会委員の紹介をさせていただきましたが、その際、御都合により御欠席だったため御紹介できていなかった委員を改めて御紹介させていただきます。

公益代表の高倉委員でございます。高岡法科大学法学部長教授でいらっしゃいます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の議事進行は、柳原会長にお願いしたいと存じます。

〔柳原会長〕 それでは、議事に入ります。

本日の会議は公開としておりますので御承知おきます。

議事1の富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問及び答申）ですが、事務局から説明をお願いします。

〔山田賃金室長補佐〕 8月18日付けで審議会からいただきました富山県最低賃金の改正決定に係る答申を受け、同日付、富山労働局長名で、その要旨を公示したところ、これに対し異議申出がありました。このため、本日、富山労働局長から異議申出について諮問させていただきたいと存じます。会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

（会長と局長は、会場中央へ移動）

[小島労働局長] 諮問させていただきます。

令和7年9月3日

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 殿

富山労働局長 小島悟司

富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（諮問）

標記について、富山県労働組合総連合、富山県医療労働組合連合会、全日本建設交運一般労働組合富山県本部、富山県高等学校教職員組合、全国一般労働組合全国協議会、レインボーユニオン及びレインボーユニオン富山県支部全国一般ランチユニオンから最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（局長から会長に諮問文を手交）

[山田賃金室長補佐] ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。

（諮問文（写）を各委員及び傍聴人に配付）

[山田賃金室長補佐] 配付いたしましたので、進行のほどお願いいたします。

[柳原会長] それでは異議申出についての審議に入ります。

まずは、異議申出の内容について事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 資料No.1を御覧ください。8月18日に富山県最低賃金の改正決定に係る答申を頂き、その要旨を公示したところ、9月1日、2日にそれぞれ異議申出一覧に記載した労働団体から異議申出がございました。

資料No.1－1から1－5として各労働団体からの異議申出書の写しをお配りしております。それでは、各異議申出書の概要を説明いたします。

まず、資料No.1－1、富山県労働組合総連合からの異議申出です。

1枚目の1段落目は中央最低賃金審議会に関することですので、概要説明を省略いたします。

異議の概要といたしましては、富山地方最低賃金審議会は、最低賃金を64円引上げ、1,062円の改正決定答申を行った。富山県労連は、これに対し以下のとおり異議の申出を行う。

- ① 政府目標達成には7.3%の引上げが必要であり、その額と比べて64円の引上げ額は小さすぎる。
- ② 昨年、徳島県の最低賃金が84円引上げられたが、その際、県民所得等の都道府県順位の高さからして、最低賃金が応分の水準ではないことが引上げ額決定の大きな要素であった。その点でいうと、富山県の県民所得は全国6位であり、一人当たりのGDPも10位であるのに対して最賃は24年で17位であった。富山県の實力からして目安に

1 円の引上げは不十分なものであった。ただし、私たちの願いは、全国一律の最低賃金制度を実現することである。生計費が全国どこでもほとんど格差がないことを重視し、政府に要望を出すべきである。

③ 今回、目安額を1円上回ったことは、近年にないことであり、評価したい。しかしながら、大企業の過去最高にまで膨れ上がった内部留保を労働者、そして中小企業に還元することを迫るものとなっておらず、結果として、労務費の価格転嫁促進、公正取引の確立、公的発注に係わる最低制限価格制度の徹底なども、実現性に疑問符を付けざるを得ない。政府に対してしかるべき要望を表明するべきであった。

④ 富山では公益代表委員見解が労使共通の認識として、価格転嫁・助成金・交付金等を活用した施策について強く求める事項を記載している。しかし、位置づけが弱く答申として対象を明示し、要望事項を記載するべきである。とりわけ、県に対しては交付金の範囲に留まることなく県独自の中小企業支援策を求めるべきである。

以上を踏まえて次のことを求める。

- 1 審議をやり直し、目安を1円でも上積みした答申とすること。
- 2 最低賃金全国一律制や中小企業支援を含めた要望を、関係機関に答申として明確に行うこと。

次に、資料No.1－2、富山県医療労働組合連合会からの異議申出です。

異議の概要といたしましては、医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれ、経営的な厳しさを増し、賃金改善は進まず、一時金の引下げ回答も増えました。

政府は、医療・介護、福祉労働者の賃上げの必要性から、診療報酬と介護報酬改正に賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残すなど、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされ、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

ついては、今年度の富山県最低賃金の改正決定について下記に示した私たちの意見を踏まえ再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

- 1 全労連と地方組織は、最低生計費試算調査を取り組み、8時間働けば人間らしく暮らせるには、時給1,700円以上が必要となっており、現行の水準では健康で文化的な最低限度の生活すら維持できなくなっています。
- 2 地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受けます。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施無くして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
- 3 以上より、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1,700円は必要です。一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

次に、資料No.1－3、全日本建設交運一般労働組合富山県本部からの異議申出書です。異議の概要といたしましては、中央最低賃金審議会は、2025年度の最低賃金について、

全国加重平均を 63 円引き上げる目安を厚生労働大臣に答申しました。目安どおりに上げが行われれば、全国平均 1,118 円となります。

全県で 1,000 円を超えるとは言え、私たちが求めてきた今すぐ全国一律 1,500 円以上、めざせ 1,700 円にも、政府目標の 2020 年代に加重平均 1,500 円を実現するに必要な年 7.3% の引上げにすら及ばない低水準です。

貧困と格差の是正は、憲法 25 条が保障する健康で文化的な最低限の生活を保障することにあります。そのためには、少なくとも時給 1,500 円以上に引上げ、労働者の生活改善と景気回復につながるよう審議会に要請します。

次に、資料No.1－4 富山県高等学校教職員組合からの異議申出書です。

異議の概要といたしましては、富山地方最低賃金審議会は今年 18 日、富山県の地域別最低賃金を 64 円引上げ 1 時間 1,062 円とする意見を提出しました。この意見に対する異議及び理由を下記のとおり申し述べます。

異議

審議会の意見は、中央最賃審議会の目安 63 円を 1 円上回る 64 円の引上げであり、この結論に達した審議会の努力は一定評価します。しかしながら、この最低賃金では、経済の低迷と物価高騰で若者や非正規労働者の健康で文化的な最低限度の生活は保障されず、日本の労働者全体の賃金底上げにも不十分です。さらに、そのような現状を克服するための政府目標 2020 年代に平均 1,500 円に達するために必要な 7.3% にも及びません。拡大し続けてきた地域間格差を是正する水準でもありません。

少なくとも 1 時間 1,071 円以上への引上げ、全国一律 1,500 円以上を展望した改善と、そのために必要な公益委員見解で国への要望として示された 3 項目を、公労使合意の答申として記載し国及び県に示すことを求めます。

理由

- 1 労働者全体の賃金水準は向上していますが格差の拡大を伴うものであり、物価高騰が続く下で低所得者の貧困の深刻化は改善されていません。このような状況は、子どもたちの体験格差、教育格差となって顕在化しており、社会全体の将来に暗い影を落としています。実質賃金が上昇基調に転換しておらず、個人消費も力強さを欠く状態を改善するためには、最低賃金の大幅引き上げによる賃金底上げが必須です。少子化対策の面からも、若者たちが安心して働き将来設計を描ける健康で文化的な最低限度の生活を営むための条件として、全国一律 1,500 円以上が展望できる引上げとすべきです。
- 2 64 円引上げでは、他県と比較しても格差を是正しての適正水準化の動きが鈍いと言わざるを得ません。大幅引き上げによる全国一律を展望した地域間格差是正の環境を整え、審議会の姿勢を後押しする意味でも、厳しい状況に置かれた企業がある事実を改善するため、特に中小企業・小規模事業者に対する支援策を強化する要望を、審議会全体の答申として示すことで国・県にいつそう強く働きかけることが必要です。

最後に、資料No.1－5 全国一般労働組合全国協議会、レインボーユニオン、全国一般ランチュニオンの三者連名による異議申出書です。

異議の概要といたしましては、富山地方最低賃金審議会は、富山県最低賃金を 1,062 円と答申しました。これでは人間らしい生活を営むことができないため、以下のとおり異議

を申し立てます。

1 異議申出の趣旨 今回の審議結果は、最低賃金法第1条の目的に照らして不十分です。中小企業に対する支援策を積極的に議論し、全国一律最低賃金制度及び、早期の1,700円達成に向けて、さらなる速やかな改定を求めます。

2 異議申出の理由 (1)労働者の生計費を保障する最低賃金の引上げを求める。

今回の答申では、異常な物価高騰が労働者の生活を直撃し、特に最低賃金近傍で働く労働者が困窮している現状が十分に考慮されていません。これだけの上げ幅では、さまざまな調査結果が示している最低賃金1,700円から1,900円には遠く及びません。これではワーキングプアと言われる年収200万円水準から脱却することにはなりません。最後に(2)として、審議の全面公開を求める。二者協議も含めて全面的に公開すべきですとの御意見が添えられています。

以上です。

[柳原会長] 事務局から異議申出について説明がありましたが、今ほどの説明について御質問はございますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[柳原会長] 御質問はないようですので、異議申出について審議いたします。

まず、労使各側の御意見をお伺いしたいと存じます。

労働者側の御意見はいかがでしょうか。

[石田委員] 労側として、異議申出に対する見解を申し上げます。

本年度の審議では、食料品を中心に物価上昇が続く環境下で暮らし向きは厳しさを増す中、最低賃金近傍で働く者の生活の維持・向上を図るため、生計費を重視し、最低賃金の絶対水準を確保する必要があることを一貫して主張してまいりました。

また、最低賃金の引上げにあたっては、今年の賃上げ状況を踏まえるとともに、全国平均や都市部との金額差の縮小を進めることも主張してきました。

一方で、中小企業・小規模事業者の賃上げの実効性を高めるための環境整備は当然必要不可欠であります。このことは、すでにそれぞれの立場で、または社会全体で推進していくことは合意形成が図られており、関係機関への要望等に関することは、今年度の中では、答申に盛り込むまでの必要はないと考えています。

以上のとおり、今ほどありました異議申出の意見主旨もふまえて、公益側・使用者側の各委員と真摯に議論を行い結論に至っており、今後も中期的な視点を持って最低賃金を引き上げていくことは必要と考えていますが、今次審議により得た結論に対する再審議の必要はないと考えます。

以上です。

[柳原会長] 次に、使用者側の御意見はいかがでしょうか。

〔寺山委員〕 今回提出された異議申出について、決して軽視すべきものではないと思います。ただ、最低賃金制度は労働者の生活の安定と事業者の持続的な経営と両立を図るための仕組みです。どちらか一方に偏るべきものではないと思います。本年度の審議会においては過去最大の引上げ目安に対して、公労使三者で例年以上に様々なデータに基づき、真摯な議論を重ねてまいりました。その結果、今回の答申に至ったのであり、その重みは極めて大きいものと考えています。先の審議会の中で少し述べさせていただいたとおり、特に中小企業の厳しい経営環境の中、さらに異議申出のように金額上積みの申出は、雇用維持に深刻な影響を及ぼしかねないと危惧されることから、使用者側としては異議申出の主旨は理解しつつも現時点で答申を翻す内容は導き出せないと思いますので、再審議の必要はないと考えています。以上です。

〔柳原会長〕 ありがとうございます。

最後に、公益代表委員の意見を述べます。公益側を代表して、専門部会長の両角委員からお願いします。

〔両角委員〕 本年度、本日までの富山県最低賃金改正に係るすべての審議に参加してきました。そこで、私から、公益側を代表しての意見を申し述べたいと思います。

今年度、富山県最低賃金の改正決定の審議に当たっては、県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、また、労使各委員の御意見を伺いながら、最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素を考慮した議論を慎重に重ね、合意形成に努めました。

最終的には、全会一致ではなく、公益委員見解をお示しする形になりましたが、3要素に関する様々なデータを見ましても、原答申を上回る改正が必要であることを示すデータはなく、また、下回る必要性も認められませんでした。

全会一致ではなく、採決により決定された引上げ額ではありますが、公労使三者の真摯な議論を尽くした上で導かれた結果であると考えています。

異議申出書にある御意見の中には、審議の過程で取り上げられた事柄もあり、それらを含めて十分に議論がなされたものと考えています。

さらに審議を重ねても、結論を翻す事情を見い出すのは極めて難しいと考えます。

また、異議内容に、答申文に政府への要望を記載すべきとの意見もありましたが公益代表委員見解に示した要望や、審議の中で労使委員から示された意見・要請につきましては事務局を通じ、厚生労働省へ報告されているため、今年度については、改めて答申文に付記する必要はないものと考えます。

については、公益代表委員としても再審議の必要はないと考えます。

〔柳原会長〕 ほかに御意見はございませんでしょうか。

〔労使各側委員〕 ありません。

〔柳原会長〕 今ほど異議申出につきまして、公労使各側委員から意見をいただきましたが、いずれも再審議の必要はないとの御意見でした。

つきましては、富山地方最低賃金審議会として、令和7年8月18日付け審議会の意見（答申）のとおり決定することが適当である。との内容で富山労働局長に答申いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 異議なしとのことですので、8月18日付け答申のとおり決定することとし、答申することといたします。

事務局は、答申文案を各委員に配付の上、読み上げてください。

（答申文（案）を配付）

〔成田賃金室長〕 それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

右上の文書番号と日付は議決前ですので記載しておりません。

富山労働局長 小島悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子

富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（答申）（案）

標記について、富山県労働組合総連合、富山県医療労働組合連合会、全日本建設交運一般労働組合富山県本部、富山県高等学校教職員組合、全国一般労働組合全国協議会、レインボーユニオン及びレインボーユニオン富山県支部全国一般ランチュニオンからの異議申出に関し、令和7年9月3日付けをもって、貴職から意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月18日付け富山地方最低賃金審議会の意見（答申）のとおり決定することが適当である。

〔柳原会長〕 この内容で答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 異議なしとのことですので、本案をもって、富山労働局長に答申することといたします。

（会長は、答申文に審議会長印を押印）

〔山田賃金室長補佐〕 会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

（会長から局長に答申文を手交）

〔山田賃金室長補佐〕 会長は引き続き御審議をよろしくお願いいたします。

〔柳原会長〕 それでは、議事 2 富山県最低賃金専門部会の廃止についてですが、事務局から説明してください。

〔成田賃金室長〕 最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。と規定されております。

今年度、富山県最低賃金の改正決定に関する審議は、ただ今の異議申出に係る答申をもちまして、すべて終了しました。

これに伴い、富山県最低賃金専門部会の任務も終了となりますので、審議会の議決によって廃止するということになります。以上です。

〔柳原会長〕 ただ今の事務局説明のとおり、法令の規定により富山県最低賃金専門部会を廃止したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 異議なしとのことでございますので、本日をもって富山県最低賃金専門部会を廃止することといたします。

審議会を代表し、専門部会の審議に携わられた各委員に対しまして、その御労苦に深く感謝申し上げます。

それでは、議事 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）に移ります。

8 月 18 日の第 4 回本審において、富山労働局長から 3 件の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無に係る諮問がありました。

これを受けまして、8 月 22 日に特別小委員会を開催し審議を行い、その結果について、特別小委員会から報告がありました。

この報告について、事務局から説明してください。

〔成田賃金室長〕 資料 No. 2 として特別小委員会報告の写しをお配りしておりますので御覧ください。それでは、この読み上げをもって御説明とさせていただきます。

富最賃特小第 1 号 令和 7 年 8 月 22 日

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 殿

富山地方最低賃金審議会 特別小委員会 委員長 両角良子

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 18 日富山地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、下記 1 のすべての最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記 2 のとおりである。

記

1 改正決定の申出があった特定最低賃金

(1) 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

(2) 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

(3) 富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

2 の特別小委員会の委員名は省略いたします。以上です。

[柳原会長] まずは、特別小委員会の委員の皆様には、その御労苦に感謝申し上げます。

ただ今の報告書のとおり、3 件の特定最低賃金につきまして、いずれも全会一致に至らず必要性ありとの結論に至っておりません。

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという特定最低賃金の性格から、全会一致に至らなかったのであれば、本審議会としましても改正決定の必要性を認め難いと考え、今の報告書に記載のとおり全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったとの内容で富山労働局長に答申いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] 異議はないようでございますので、本審議会は、特別小委員会報告のとおり、3 件の特定最低賃金について改正決定の必要性有りとの結論に達しなかったとして改正の見送りを富山労働局長に答申をすることといたします。

事務局は、答申文案を各委員に配付の上、読み上げてください。

(答申文(案)を配付)

[成田賃金室長] それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

右上の文書番号と日付は議決前ですので記載しておりません。

富山労働局長 小島悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(答申)(案)

本審議会は、令和7年8月18日付け富労発基0818第1号をもって諮問のあった下記特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、すべての最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3 富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

以上です。

[柳原会長] この内容で答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] 異議なしとのことですので、本案をもって、富山労働局長に答申することといたします。

(会長は、答申文に審議会長印を押印)

[山田賃金室長補佐] 会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

(会長から局長に答申文を手交)

[山田賃金室長補佐] 今ほど特定最低賃金改正の必要性について答申をいただきました。また、先ほどは富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について答申もいただきました。これらにつきまして、富山労働局長からお礼を述べさせていただきます。

[小島労働局長] 本日、富山県最低賃金の改正決定に対する異議の申出、また、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の2件の御答申をいただき、心より感謝申し上げる次第であります。

これをもちまして、当局におきましては、改正する富山県最低賃金の法定発効となります10月12日の発効に向けて、官報公示の手続きを万全に進めてまいります。

富山県最低賃金の改正につきましては、7月15日に改正決定の諮問をして以来、柳原会長をはじめ、各委員の皆様方には、厳しい日程でしかも例年よりも暑い日が続く中、公・労・使、それぞれのお立場から、また、最低賃金の引上げ額の動向が全国的にも大きく報道され、注目を浴びる中、真摯に調査、審議いただき、最後の最後まで合意形成に向けた御努力のすえ、今回の改正の答申に至ったところでありまして、改めまして、これまでの御苦勞に敬意を表する次第であります。

当局としましては、今後とも、改正最低賃金の周知はもとより、持続的な賃金引上げに向けた、中小・小規模事業者への各種支援策の活用につきましても、引き続き、富山県をはじめ、関係行政機関とも連携を図るとともに、管下の労働基準監督署やハローワークなどにおきましても、積極的かつ効果的な周知・支援を図ってまいりますので、各委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で改正最低賃金をはじめ、各種支援策の周知に関する御協力を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが答申に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は御答申をいただき、誠にありがとうございました。

[山田賃金室長補佐] 柳原会長、引き続き議事進行をお願いします。

[柳原会長] それでは、議事４その他ですが、何かございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[柳原会長] 事務局から連絡事項等ありましたら、お願いします。

[成田賃金室長] 事務局から、今後の審議予定について説明させていただきます。

次回本審は、来年３月に第６回本審の開催を予定しております。

審議事項は、特定最低賃金改正意向表明及び確認を予定しております。

特定最低賃金改正意向表明につきましては、例年２月末までに御提出いただいておりますので、改正の申出等、検討されている場合は、期日までの意向表明の御準備をよろしくお願いします。

以上です。

[柳原会長] 以上で予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、清野委員

使用者代表委員からは、森口委員

をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。お疲れ様でした。